

大阪医科薬科大学 総合医学研究センター産学官連携推進室細則

(平成30年9月20日施行)

(趣 旨)

第1条 この細則は、大阪医科薬科大学総合医学研究センター規程第3条第2項の規定に基づき、大阪医科薬科大学総合医学研究センターに設置する産学官連携推進室(以下、「推進室」という。)の管理運営等について定めるものとする。

(目 的)

第2条 推進室は、大阪医科薬科大学(以下、「本学」という。)における教育、研究及び医療の進展に寄与し、そこから生まれる研究成果を活かした産学官との連携をより活発化すること、その研究成果を地域社会に還元すること及び産業等の発展に寄与することを目的とする。

(業 務)

第3条 推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学研究者のシーズ、ニーズ等の調査、助言及び情報発信に関すること。
- (2) 研究のシーズ、ニーズのマッチングに関すること。
- (3) 産学官連携に関するセミナーの開催、フェアの出展等に関すること。
- (4) 地域連携及び産学官連携に係る人材育成に関すること。
- (5) ベンチャー精神に富んだ人材育成に関すること。
- (6) 知的財産権の取得、管理及び活用に関すること。
- (7) その他全学的な産学官連携の推進に関すること。

(組 織)

第4条 推進室に、次のセクションを置く。

- (1) 産学官連携セクション
- (2) 知的財産セクション

(構 成)

第5条 産学官連携推進室長(以下、「推進室長」という。)は、産学官連携推進室の業務を統括する。

2 必要があるときは、産学官連携に係る専門知識を有する教職員を置くことができる。

(産学官連携推進会議)

第6条 推進室の第3条に掲げる業務の運営に関する事項を審議するために、産学官連携推進会議(以下、「推進会議」という。)を置き、推進室長が主催する。

2 推進会議の構成員は次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 推進室長

- (2) URA
- (3) 産学官連携コーディネーター
- (4) 推進室長が指名する教職員

(招集及び議長)

第7条 推進会議は、推進室長が招集し、その議長となる。

- 2 議長に差支えあるときは、あらかじめ推進室長が指名した構成員がその職務を代行する。
- 3 推進会議は、原則として毎月1回招集する。ただし、推進室長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。なお、推進室長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことが出来る。

(報告書等)

第8条 推進室長は、総合医学研究センター長（以下、「センター長」という。）へ定期的に活動状況を報告する。

(事務)

第9条 産学官連携推進室に関する事務は、研究推進課が行う。

(改 廃)

第10条 この細則の改廃は、センター長又は推進室長の発議により総合医学研究センター運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成30年9月20日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年5月11日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年11月20日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。